

【表紙】

【発行登録番号】 7 - 外債 1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 9 月24日

【発行者の名称】 大韓民国
(Republic of Korea)

【代表者の役職氏名】 金 熙宰 (HEEJAE KIM)
企画財政部国際金融局国際金融課長
(Director for the International Finance Division of Ministry
of Economy and Finance)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎 文彰
弁護士 黒丸 博善
弁護士 海江田 光
弁護士 奥村 文彦

【住所】 東京都千代田区神田小川町
一丁目 7 番地
小川町メセナビル 4 階
島崎法律事務所
東京都港区六本木
六丁目10番 1 号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 (03)5843-9631 (03)6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善
弁護士 海江田 光
弁護士 奥村 文彦

【住所】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 (03)6438-5511

【発行登録の対象とした
募集又は売出し】 募集

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日 (2025年10月 2 日)
から 2 年を経過する日 (2027年10月 1 日) まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【発行主体】

大韓民国の企画財政部長官は、大韓民国の外国為替取引法（以下「外国為替取引法」という。）および大韓民国の国債法（以下「国債法」という。）に基づき、同国国会の承認を得て、債券の発行者としての大韓民国（以下「韓国」という。）に代わって外国為替平衡基金債券（以下「外平債」という。）を発行することができる。国会は2025年7月4日、韓国による2025会計年度における最大35億米ドルの外平債の発行を承認する法案を可決した。債券は、外国為替取引法および国債法に従った上記の国会による承認に基づき、韓国に代わって企画財政部長官によって発行される。

債券の発行純手取金は、外国為替取引法に基づき設定および管理される外国為替平衡基金の一部となり、外国為替平衡基金は同法に定められた目的にのみ使用することができる。手取金の使用用途の詳細については、下記「第3 資金調達目的及び手取金の使途」を参照のこと。

外国為替取引法に基づき、韓国は大韓民国の国家財政法（以下「国家財政法」という。）に定められた手続に従い、政府一般会計の純予算剰余金を利用して外平債の利息を支払うことができる。一般会計の純予算剰余金により支払うことができる額は、外平債から発生する利息を除く外国為替平衡基金の運用により生じた損益を当該利息に加算または減算して算出した金額を限度とする。

国家財政法上の純予算剰余金とは、各年度の実際の歳入歳出決算における剰余金から、同法に基づく翌年度の支出に繰越す歳出予算およびその他の法律に基づく控除額を控除した残高と定義されている。国家財政法に基づき、(1)純予算剰余金は、地方交付税法および地方教育財政交付金法に基づく交付金の精算に充てることができる、(2)上記(1)により支出した金額を除いた純予算剰余金の少なくとも30%以上を公的資金償還基金法に基づく公的資金償還基金に優先的に拠出しなければならない、(3)上記(1)および(2)のために支出または拠出した金額を除いた純予算剰余金の少なくとも30%以上を、()国債（外平債を含む。）もしくは借入金の元利金、()国家賠償法により確定した国家賠償金、()公共資金管理基金法に基づく公共資金管理基金の融資勘定の借入金（預り金を含む。）の元利金、および()その他に他の法律により政府が負担する債務を返済するために優先的に使用しなければならない、(4)上記(1)から(3)に支出または拠出した金額を除いた純予算剰余金は追加補正予算案の編成に使用することができる。上記の純予算剰余金は、その純予算剰余金が発生した次の年度まで、その会計の歳出予算にかかわらず、閣僚会議の審議を経て大統領の承認を得て（すなわち、国会によるさらなる承認を得ることなく）、これを支出または拠出することができる。

外国為替平衡基金への積立て、その運用および管理ならびに外平債の発行に関する詳細事項は、外国為替取引法施行令第25条ないし第28条に規定される。

2【募集要項】

未 定

3【利息支払の方法】

未 定

4【償還の方法】

未 定

5【元利金支払場所】

未 定

6【担保又は保証に関する事項】

未 定

7【債券の管理会社の職務】

未 定

8【債権者集会に関する事項】

未 定

9【課税上の取扱い】

未 定

10【準拠法及び管轄裁判所】

未 定

11【公告の方法】

未 定

12【その他】

未 定

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

債券の発行純手取金は、外国為替取引法に基づき設定および管理される外国為替平衡基金の一部となり、同法に規定される下記の目的のために使用される予定である。

- ・ 外国通貨の売買；
- ・ 韓国銀行、外国政府、外国中央銀行もしくはその他の大韓民国内外の金融機関に対する預入れまたは貸付；
- ・ 政府が予備費または追加補正予算により返済するまで、外国為替業務取扱認可を受けた大韓民国の機関に生じかつ政府がその支払を保証した外貨建債務について政府に代わって行う一時的支払；
- ・ 韓国銀行、外国為替業務取扱認可を受けた大韓民国の機関または外国金融機関が外国為替取引に関連して負った債務の保証；
- ・ デリバティブ取引の実施；または
- ・ 外国為替業務取扱認可を受けた大韓民国の機関への外国為替平衡基金の管理の委託。

第4【法律意見】

大韓民国における韓国の法律顧問であるキム・アンド・チャン法律事務所より、次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (a) 発行登録書およびその訂正発行登録書ならびにそれらの関東財務局長に対する提出は、韓国により適法かつ有効に授権されている。
- (b) 発行登録書およびその関東財務局長への提出は、大韓民国の憲法またはその他の適用ある法律のいかなる規定にも違背しない。
- (c) 発行登録書（当該書類に記載された参照書類を含む。）中の大韓民国の法律事項に関するすべての記載は、すべての重要な点において真実かつ正確である。

第5【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
2025年6月30日に関東財務局長に提出

会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

会計年度（自 2026年1月1日 至 2026年12月31日）
2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし